

木會路 (四)

牧田修

一三

(三十二) 尾州藩主は十萬ポンドの償金を英吉利政府に拂つてしまつた。五月の三日には藩主はこの報告をするために江戸を出發し、京都までの道中二十日の豫定で、板橋方面から木會街道に上つた。一行が木會路の東さかひ櫻澤に達すると、そこはもう藩主の領地の入口である。時節柄、嚴重な警戒で、護衛の武士、足輕、仲間から小道具などの供の衆まで入れると二千人からの同勢がその領地を通つてかねて觸れ書の廻してある十三日には馬籠の宿はづれに着いた。驛長としての半藏は、伊之助、九郎兵衛、小左衛門、五助等の宿役人を従へ、いづれも定紋付の麻袴で、この一行を出迎へた。道路の入口にはすでに盛り砂が用意さ

れ、竹籠に厚紙を張つた消防用の水桶は本陣の門前に据ゑ置かれ、玄關のところには二張の幕も張り廻された。坂になつた馬籠の町は金の葵の紋のついた挾箱、長い柄の日傘、鐵砲、箆、長持、その他の諸道具で時ならぬ光景を呈した。鉾の先を飾る大鳥毛の黒、三間槍の大刀打に光る金などは殊に大藩の威嚴を見せ、黒の絹羽織を着た小人衆はその間を往つたり來たりした。普通御通行の御定めと言へば、二十萬石以上の藩主は馬十五疋乃至二十疋、人足百二十三人、仲間二百五十人乃至三百人とされてゐたが、尾張領分の村々から藩主を迎へに來た人足だけでも二千人からの人數がこの宿場に溢れた。(415)

(三十三) その日の藩主は中津川泊りで、午後の八つ時頃

には御小休だけで馬籠を通過した。

「下に。下に。」

西へと動いて行く杖拂ひの聲だ。その聲は、石屋の坂あたりから荒町の方へと高く響けて行つた。路傍に群れ集まる物見高い男や女はいづれも大領主を見送らうとして、土の上に跪いてゐた。

半藏も眼の廻るやうないそがしい時を送つた。西の宿はづれに藩主の一行を見送つて置いて、群衆の間を通りぬけながら、また自分の家へと引き返して來た。御跡改めの徒士目付の口から泄れた言葉で、半藏は尾州藩主が江戸から上つて來た今度の旅の意味を知つた。徒士目付は藩主が御小休の禮を述べ、不時の人馬賃錢を拂ひ、何も不都合の筋はなかつたかなぞと尋ねた上で立ち去つた。(416)

一四

(三十四) 遠い先祖から傳へられた家業を手がけて見ると父吉左衛門にしても、祖父半六にしても、よくこの頃はしい仕事を處理して來たと彼には思はるるほどだ。本陣とは

何をしなければならぬところか。これは屋敷の構造が何よりもよくその本來の成り立ちを悟つてゐる。公用兼軍用の旅舎と言つてしまへばそれまでだが、こゝには諸大名の乗物をかつぎ入れる廣い玄關がなければならぬ。長い槍を掛けるところがなければならぬ。馬を繋ぐ厩がなければならぬ。消防用の水桶、夜間警備の高張の用意がなければならぬ。いぎと言へば裏口へ抜けられる嚴重な後方の設備もなければならぬ。本陣といふ言葉が示してゐるやうに、これは古い陣屋の意匠である。二百何十年の泰平の夢は、多くの武家を變へ、その周圍を變へたけれどもかしそれらの人達を待つ設備と形式とは昔のまま斯うした屋敷に残つてゐる。食器から寢道具までを携帯する大名の旅は、おそらく戦時を忘れまいとする往昔の武人が行軍の習慣の保存されたもので、それらの一行がこの宿場に到着する毎に、本陣の玄關のところには必ず陣中のやうな幕が張り廻される。大名以外には、公卿、公役、それに武士のみが、こゝへ來て宿泊し休息することを許されてゐるのだ。

こんな人達のために屋敷を用意し、部屋々々を貸し與へるのが本陣としての青山の家業で、それには相應な心づかひが要る。前以て宿割の役人を迎へ、御宿札と言ふものゝ外に關所を通過する送り荷の御鑑札を渡され疊表を新しくするとか障子を張り替へるとか、時には壁を塗り替へるとかして權威ある人々を待たねばならない。屏風何雙、手燭何挺、火鉢何個、草履何足、幕何張それに供の衆何十人前の膳飯の用意をも忘れてはならない。どうして旅人を親切にもてなす心なしに、これが勤まる家業ではないのだ。

そんなら、問屋は何をしなければならぬところか。半藏の家に附屬する問屋場などは、明らかに本陣と同じ意匠のもとにあるもので主として武家に必要な米穀、食糧、武器、その他の輸送のために開始された場處であることが分かる。これはまた時代が變遷して來ても、街道を通過する公用の荷物、諸藩の送り荷等を繼送るだけでも、かなりの注意を拂はねばならない。諸大名諸公役が通行の折の荷物の繼立ては言ふまでもなく、宿人馬、助郷人馬、何宿の戻り

馬、在馬の縁ぎ馬などの數から、商人荷物の馬の數まで、日々問屋場帳簿に記入しなければならぬ。のみならず、毎年あるひは二三年毎に、人馬徴發の總高を計算して、それを人馬立辻と稱へて、道中奉行の檢閲を経なければならぬ。諸街道にある他の問屋のことは知らず、同じ馬籠の九太夫の家もさて置き、半藏の家のやうに父祖傳來の勤めとしてこの仕事に携はるとなると、これがまた公共の心なしに勤まる家業でもないのだ。見て來ると、地方自治の一單位として村方の世話をする役を除いたら、それ以外の彼の勤めといふものは、主として武家の奉公である。一庄屋としてこの政治に安んじられないものがあればこそ、民間の隠れたところにあつても、せめて勤_まの味方に立たうと志してゐる彼だ。(419—421)

一五

(三十五) 大阪御番衆の通行だ。五月も末のことであつたが、半藏は朝飯をすますと直ぐ庄屋らしい平袴を着けて問屋場の方へ行つて見た。前の晩から泊りがけで働きに來て

ゐる百人ばかりの伊那の助郷が二組に分れ一組は問屋九郎兵衛の家の前に一組は半藏が家の門の外に詰めかけてゐた。「上清内路村。下清内路村」

と呼ぶ聲が起つた。村の名を呼ばれた人足達は問屋場の前に出て行つた。そこには榮吉が助郷村々の人名簿をひろげて、それに照し合はせて一人々々百姓の名を呼んでゐた。

「お前は清内路か。こゝには座光寺のものはゐないかい。」と半藏が尋ねると、

「旦那、わたしは座光寺です。」

とそこに集まる百姓の中に答へるものがあつた。(266)

(三十六)「みんな氣の毒だが、けふは須原まで通して勤めと貰ふぜ。」

半藏の家の問屋場ではこの調子だ。一體なら半藏の家は月の下半期の非番に當つてゐるが、特にかういふ日には問屋場を開いて、九郎兵衛方を應援する必要があるからで。

大阪御番衆の通行は三日も續いた。三日目あたりには、いかな宿場でも人馬の備へが盡きる。止むなく宿内から人

別によつて狩り集め、女馬まで残らず狩り集めても、繼立てに應じなければならぬ。各繼ぎ場を合せて助郷六百人を用意せよといふやうな公儀御書院番の一行がその後二日も續いた。助郷は出て来る日もあり、來ない日がある。かうなると、人馬を雇ひ入れるためには夥しい金子も要つた。その度に半藏は六月近い強雨の來る中でも隣家の伏見屋へ走つて行つて言つた。

「伊之助さん、君の方で二日ばかりの分を立替へて下さい。四十五兩ばかりの雇ひ賃を拂はなければならぬ。」

半藏も、伊之助も熱い汗を流しつゞけた。公儀御書院番を送つた後には、大阪御番頭の松平兵部少輔と肥前平戸の藩主とを同日に迎へた。この宿場では、定助郷設置の嘆願のために蓬來屋新七を江戸に送つたばかりで、參觀交代制度の變革以來に起つて來た街道の混雑を整理する暇もなかつたからである。十挺の鐵砲を行列の先に立て、四挺の劔付鐵砲で前後を護られた大阪御番頭の一行が本陣の前で駕籠を休めて行くと聞いた時は、半藏は大急ぎで會所から

自分の部屋に歸つた。麻社衾をお民に出させて着た。そして父の驛長時代と同じやうな御番頭の駕籠に近く挨拶に行つた。彼は父と同じやうに軽く袴の股立を取り、駕籠の側に跪いて、聲を掛けた。

「當宿本陣の半藏でございます。御目通りを願ひます。」

この挨拶を濟ます頃には、彼は一方に平戸藩主の一行を待ち受け、馬籠御泊りといふ武家衆のために三十餘人の客を萬福寺にまだ割り當てることを心配しなければならなかつた。(426—428)

一六

(三十六)「半藏さん、脇本陣の榊田屋へ来て休んで行つた別當は何と言つたと思ひます。御召馬とは何だ。さういふことを言ふんですよ。榊田屋の小左衛門さんもそれには震へてしまつて、公方様の御召馬で悪ければ、そんなら何と申上げれば可いのですかと伺ひを立てたさうです。その時の別當の言草がいい——御召御馬と言へ、それからこの御召御馬は焼酎を一升飲むから、さう心得ろですとさ。」

半藏と伊之助とは互に顔を見合せた。

「半藏さん、それだけで濟むならまだいよ。どうしてあの別當は機嫌を悪くしてゐて、小左衛門さんの方で返事を愚圖々々したら、いきなりその御召御馬を土足のまゝ榊田屋の床の間に引き揚げたさうですよ。えらい話ぢやありませんか。實に、踏んだり蹴たりです。」

「京都の敵をこの宿場へ来て打たれちや、たまりませんね。」と言つて半藏は嘆息した。(429)

(三十七)わたしは今、問屋場の前でもしるいものを見て來ましたよ。いくら荷物を出せと言はれても、出せない荷物は出せません。さういつて榮吉さんが旅の御衆に斷つたと思つてごらんなさい。その人が袖を出して、しきりに何か催促するじやありませんか。榮吉さんも仕方なしに、天保錢を一枚その袂の中に入れてやりましたよ。」

「どうでせう。その人は榮吉さんだけぢや濟ましませんよ。九郎兵衛さんのところへも押し掛けて行きました。あそこでも仕方がないから、また天保錢を一枚その袂の内へ

入れてやりました。『よし、よし、これで勘辨してやる、』
 ——さうあの旅の御衆が言ふぢやありませんか。これには
 わたしも驚きましたよ。』(431—432)

(三十八)當時の街道に脅迫と強請の行はれて来たことに
 就いては實にいろ／＼な話がある。「實懇」といふ言葉な
 どもそこから生れて来た。この實懇にならうとは、心易く
 ならうとの意味であつて、その言葉を武士の客から掛けら
 れた旅館の亭主は、必ず御肴代の青銅とか御祝儀の献上金
 とかをねだられるのが常であつた。町人百姓はまだしも、
 街道の人足ですら駕籠をかついで行く途中で武士風の客か
 ら「實懇にならうか」とでも言葉をかけられた時は、必ず
 一分とか、一分二百とかの金をねだられることを覺悟せね
 ばならなかつた。貧しい武家衆や公卿衆の質の悪いもの
 になると、江戸と京都の間を一往復して、すくなくも千兩位
 の金を強請し、それによつて二三年は寝喰ひが出来ると言
 はれるやうな世の中になつて来た。どうして問屋場のもの
 を脅迫する武家衆が天保錢一枚づゝの話などは、この街道

ではめづらしいことではなくなつた。

この脅迫と強請とがある。一方に賄路の公然と行はれて
 わたのにも不思議はなかつた。從來問屋場を通過する荷物
 の貫目にも御定めがあつて、本馬一駄二十貫目、輕尻五貫
 目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目と規定され、但し錢
 差、合羽、提灯、笠袋、下駄袋の類は本馬一駄乗にかぎり
 貫目外の小附とすることを許されてゐた。この貫目を盜む
 不正を取締るために板橋、追分、洗馬の三宿に設けられた
 のが所謂御貫目改め所であつて、幕府の役人がそこに出張
 することもあり、問屋場のものゝ立合つて改めたこともあ
 つた。そこは賄路の力である程度までの出世も出来、御家
 人の株を譲り受けることも出来たほどの時だ。規定の貫目
 を越えた諸藩の荷物でもすん／＼御貫目改め所を通過して
 この馬籠の問屋場にまで送られて来た。(432—433)

一七

(三十九)「まあ、わたしのやうな昔者から見ると、もとも
 と宿場と助郷は金錢づくの關係ぢやありませんでしたよ。

人足の請負などをするものもとよりなかつた。助郷はみんな役を勤めるつもりで出て来てゐました。参勤交代などがなくつて、諸大名の奥方でも、若様でも、御歸國は御勝手次第といふことになりましたらう。こいつは下のものに響いて來ますね。御奉公といふ心がどうしても薄らいで來ると思ひますね。」(419)

(四十)「御通行、御通行で、物價は上がりませう。傳馬役は給金を増せと言ひ出して來る。どうしても問屋場に無理が出來るんです。助郷から言ひますと、宿の御傳馬が街道筋に暮してゐて、兎も角もあゝして妻子を養つて行くのにその應援に來る在の百姓ばかり食ふや食はずにゐる法はないといふ腹が出來て來ます。それに、ある助郷村には疲弊のために休養を許して、ある村には許さないとすると、御觸當は不公平だといふ聲も起つて來ます。舊助郷と新助郷だけでも、役を勤めに出て來る氣持は違ひますからね。一概に助郷の不參と言ひますけれど掘つて見ると村々によつていろいろなものが出て來ますね。そりや問屋だつて、あ

なた、地方々々によつて何程相違があるか知れないやうなものですよ。」(418)

(四十一)「まあ、御話して見れば、例へば公儀の御茶壺だとか、日光例幣使だとかですね、御朱印附の證書を渡されてゐる特別な御道行に限つて、宿の傳馬役が無給でそれを繼立てるやうな制度は改めたい。ああいふ義務を負はせるものですから、傳馬役が我儘を言ふやうになるんです。繼立てたい荷物は繼立てるが、さうでないものは助郷へ押しつけるといふやうなことが起るんです。つまり、わたしの夢は宿の傳馬役と助郷の區別を無くしたい。みんな助郷であつて欲しい。誰でも、同じやうに助郷には勤めに出るといふやうにしたい。」

「萬民が助郷ですか。成程、そいつは遠い先の話だ。」(420)
(四十二)問屋場の前の荷物の積み重ねてあるところは、何様かの家來らしい旅の客が榮吉をつかまへて、何か威し文句を並べてゐる。半藏は直ぐにその意味を讀んだ。彼はその方へ走つて行つて、木刀を手にした客の前に立つた。

客の吹く酒の息氣はふんと彼の鼻を衝いた。

「やい。人足の出し方が遅いぞ。」

と睨んだ。その時、客はいま／＼しさうに、猶も手にした木刀で榮吉の方へ打ちかゝらうとするので、半藏は身をもつて従兄弟を庇はうとした。

「當宿問屋の主人は自分です。不都合なことがありましたら、わたししが打たれませう。」

この騒ぎを聞きつけた九郎兵衛は石垣の上にある住居の方から坂になつた道を走つて來た。會て問屋場の臺の上から無法な侍を突き落したほどの九郎兵衛がそこへ來て割り込むと、その力の人並すぐれた大きな體格を見ただけでも、客はいつの間にか木刀を引き込ました。(452)

(四十三) 一行三人のものゝ仕事は、當時の道中奉行都筑駿河守が彼宅を訪ね、今度總代として來たことを告げ、木曾宿々から取りそろへて來た人馬立辻帳などを差し出すことであつた。

言ふまでもなく、その帳簿には過ぐる一年間の人馬徴發

の總高が計算してある。最初に半藏等が奉行の屋敷に出た日には、徒士目付が應接に出て、奉行へは自分から諸事取り次ぐであらうとの話があつた末に、今度三人の庄屋を呼び出した奉行所の意向を言ひ聞かせた。それには諸大名が江戸への參觀交代をもう一度復活したい徳川現内閣の方針であることを言ひ聞かせた。徒士目付の口吻によると、いづれ奉行から改めて御呼出しがあるであらう、その折は木曾地方に於ける人馬繼立ての現狀を問ひたゞされるであらう。そんな事で半藏等は引き取つて來た。(454-455)

一八

(四十四) 道中奉行都筑駿河の役宅は神田橋外にある。そこには例の徒士目付が待ち受けてゐて呉れて、やがて三人は二部屋續いた廣間に通された。舊曆六月のことで、襖障子なども取りはづしてあつた。

正面に奉行、その側に道中下方掛の役人が控へ、徒士目付はいろ／＼とその間を斡旋した。そこへ新に道中奉行の一人となつた神保佐渡も入つて來て、席に着いた。

尾張殿領分

東山道贅川宿、外十ヶ宿總代

組合宿々取締役

右贅川宿庄屋

速 山 平 助

禮島宿庄屋

堤 幸 兵 衛

籠馬宿庄屋本陣問屋

青 山 半 藏

徒士目付は三人の庄屋を奉行に紹介するやうにそれを讀み上げる。平助も幸兵衛も、それから半藏も扇子を前に置き、各自の名前が讀まれる度に兩手を軽く疊の上に置いて順に挨拶した。

文久二年以來廢止同様の姿であつた參觀交代を復活したい意志が幕府にある、將軍の上落は二度にも及んで沿道の宿々は難澁の聞えもある。木會は諸大名通行の難場でもあるから地方の事情を聴き取つた上で、奉行所の参考とした

い。それには人馬繼立ての現状を腹藏なく申し立てよといふのが奉行の意向であつた。(469—471)

(四十五)「恐れながら申し上げます。昨年三月より七月へかけ、公方様の還御にあたりまして、木會街道の方にも諸家様のおびたゞし御通行がございました。何分にも毎日のことで、御繼立ても行き届かず、それを心配いたしました。木會十一宿のものが定助郷の歎願に當御役所へ罷り出ました。問屋四名、年寄役一名、都合五名のものが總代として出たやうな次第でございます。その節、定助郷はお許しがなく本年二月から六ヶ月の間、當分助郷を申付けるとのこと、あの五名のものも歸村致しました。最早その期日も残りすくまでございますし、何かとその邊のことも御配慮に預かりませんと、また／＼元通り繼立てに難澁することかと心配いたされます。」

幸兵衛は又、別の立ち場から木會地方の附近にある助郷の組織を改良すべき時機に達したことを申し立てた。從來課役として公用藩用に役立つて來たもの以外に、民間交通

事業の見るべきものが追々と發達して來てゐる。伊那の中馬、木曾の牛、あんこ馬（駄馬）それから雲助の仕事などがそれだ。尤も木曾の方にあるものは牛以外には取りたてゝ言ふ程でもないが、伊那の中馬と來ては物資の陸上運搬にさかんな活動を始め、松本から三河、尾張の街道及び甲州街道は彼等の中馬が往還するところに當り、木曾街道にも出稼ぎするものが少くない。その村數は百六十ヶ村の餘を數へ、最も多い村に百四十五疋、最も少ない村でも十疋の中馬を出してゐる。もしこの際、定助郷の設備もなく、彼等を優遇する方法もなく、課役に應ずる百姓の位置をもつとはつきりさせることもなかつたら、割の好い民間の仕事に壓されて、ますます多くの助郷不參の村々を出すであらう。公邊に參觀交代復活の意向があるなら、その邊の事情も一應考慮の中に入れて置いて頂きたいといふのが福島庄屋の意見であつた。(471—472)

一九

(四十五) 近年は諸家様の御權威が強くなりまして、何事

にも御威勢をもつて人民へ仰せ付けられるやうになりました。御承知の通り、木曾の下四宿は、いづれも小驛でございまして、御定めの人馬は僅かに二十五人二十五疋で御繼立てをいたしてまいりました。そこへ美濃の落合宿あたりから、助郷人馬をもちまして、一時に多數の繼立てがございまして、さうは宿方でも應じきれません。先づ多數に御入込みの場合を申しますと、宿方に有り合せた人馬を出拂ひまして、この餘は人馬の立歸るまで御猶豫を願ひます。又時刻に依りましては、宿方にお泊りをも願ひます。これが平素の場合でございましたところ、近年は諸家様がさういふ宿方の願ひをも御聞入れになりません。何でも御威勢をもつて、繼立て方を厳しく仰せつけられるものですから、まあよんどころなく、附近の村々から人馬を雇ひ入れまして、無理にも御繼立てをいたします。そんな次第で、雇金も年々に積つてまゐりました。宿方困窮の基と申せば、あまりに諸家様の御權威が高くなつた爲かと存じます。(473—474)

(四十六) 道中奉行は元治元年の二月から、向ふ六ヶ月を限り、定助郷のかはりに、當方助郷を許した。そして木會

下四宿への當方助郷としては、伊奈百十九ヶ村、中三宿へは伊奈九十九ヶ村、上四宿へは筑摩郡八十九ヶ村と安曇郡百四十四ヶ村を指定した。このうち遠村で正人馬を差出しかね代永勤めの示談に及ぶとしても、一ヶ年高百石につき五兩の割合より餘分には觸れ當てまいとの約束であつた。

過くる半年近くの半藏等の經驗によると、この新規な當方助郷の村數が、驚くばかりに擴大されたことは、反つて以前からの勤め村に、人馬の不參を多くするといふ結果を招いた。これはどうしても、前年の總代が歎願したやうに、矢張東海道の例にならつて、定助郷を設置するに限る。道中奉行所の役人に誠意があるなら、適當な村柄を糺されたら、もつと助郷の制度を完備して、街道の混亂を防がれたら、もしこの木會十一宿の願ひが、容れられなかつたら、前年の總代が申し合せた如く、御定めの人馬二十五人二十五疋以外には、繼立てに應じない。その餘は翌日を待つて

繼立てることにしたい。そのことに、平助と半藏とは申し合せをしたのであつた。(481—482)

(四十七) 三人の庄屋は道中奉行からの呼出しを受けた。十一宿總代のものは、一通の書付を讀み聞かせられた。それには、定助郷歎願の趣も尤もには聞えるが、よく／＼村方の原簿を御糺しの上でないと、容易には仰せ付け難いといふ。元來定助郷は、宿驛の常備人馬を補充するために、最寄りの村々へ正人馬勤めを申付けるの趣意であるから、宿驛への距離の關係をよくよく調査した上でないと、定助郷の意味もないとある。しかし、三人の總代からの歎願も餘儀なき事情に聞こえるから、十一宿救助の御手當として一宿に付金三百兩づゝを下し置かれるとある。但し、右は御廻し金として、その利息にて年々各宿の不足を補ふやうに心得よとある。三人は請書を出せと言はるゝ三通の書付をも公用人から受け取つた。木會地方に於ける街道附近の助郷が組織を完備したいとの願ひは、遂に聽き入れられなかつた。(502—503)